

I. 核燃料サイクル政策・プルトニウム利用について

- | |
|------|
| 原子力委 |
|------|

 - I.1 核不拡散は、エネルギーよりも優先的に遵守すべき日本の国是であり、47 トンもの余剰プルトニウムは潜在核として諸外国から警戒される存在です。一刻も早く、研究用・商業用ともに削減すべきであって、47 トンを上限とする考え方では削減にならないではないですか。
- | |
|---------|
| 経産資源エネ庁 |
|---------|

 - I.2 政府は未だに高速増殖炉を実用化することを前提に、核燃料サイクル政策に固執していますが、(1) その最終形態では、高速増殖炉およびそのための再処理工場が何基必要で、どのくらいの費用が掛かるのですか。(2) この姿勢は政府の言う「脱原子力依存」と矛盾するのではないですか。
- | |
|------|
| 原子力委 |
|------|

 - I.3 米国は日本の余剰プルトニウムに対してどのような要請をした(している)のですか。
- | |
|---------|
| 経産資源エネ庁 |
| 原子力委 |

 - I.4 各電力会社の所有するプルトニウムの処理・処分について
 - I.4.1 数年前から、英国での処分委託を要望してきました。昨年 11 月 20 日の使用済燃料対策推進協議会(第 4 回)において、世耕大臣はプルトニウム管理政策について日英間で局長級の協議が始まっている旨を発言しています。日英協議の間では、日本のプルトニウムの所有権を英国側に移転させる(英国が引き受ける)という提案について、どのように進展しているのですか。
 - I.4.2 テロ対策によって原発の再稼働は 1~2 年半遅れ、プルサーマルを実施できない状況を鑑みれば、MOX 利用がプルトニウム削減方法として非常に信頼性・実効性の小さいことは明白です。エネルギー基本計画にとらわれずに商用プルトニウムも処分・廃棄すること(研究)を検討する必要があるのではないですか。
- | |
|---------|
| 経産資源エネ庁 |
|---------|

 - I.5 米英の状況を見れば、プルトニウムを「資源」と位置付けられないことは明白です。また、電力が余り人口が減っていく中で、あえてプルトニウムを「資源」にしなければならない理由はどこにあるのですか。
- | |
|-----|
| 文科省 |
|-----|

 - I.6 研究用プルトニウムの処分・廃棄するための研究について
 - I.6.1 どのような処分法研究を検討していくのですか。
 - I.6.2 この研究に関する米・英・仏との研究協力はどのような形で進んでいるのか、具体的に説明してください。
- | |
|------|
| 原子力委 |
|------|

 - I.7 田中俊一元規制委員長は「再処理しないほうがいい」と発言され、更田委員長は「大きな議論が必要」と言っています。すべてにおいて計画通りにしていない今、核燃料サイクル政策を客観的に評価する、独立性の担保された第三者委員会の設置が必要ではないですか。

II. 原子力・核燃施設の安全性・経済性

- | |
|---------|
| 経産資源エネ庁 |
|---------|

 - II.1 乾式貯蔵が定着・進展すれば、六ヶ所村再処理工場に使用済燃料を送る必要がなくなるのではないですか。
 - II.2 テロ対策によって再稼働は 1~2 年半遅れ、プルサーマルはほとんど実施できません。2021 年の再処理運転計画はどのように見直されるのですか。
- | |
|-------|
| 日本原燃 |
| 規制庁 |
| 再処理機構 |

 - II.3 重大事故と蒸発・乾固については、審査書案のまとめの段階でもなお新規基準に伴う審査会合が開催されていますが、情報が小出しで全体像が見えにくくなっています。端的に言って、蒸発・乾固した場合の安全対策で尾駱沼から汲み上げた水を投入した場合、内部が腐食して再処理工場が二度と使えない、つまりその施設を修理して使うことを諦めるという理解でいいで

すか。

- 規制庁
- II.4 重大事故要因となる活断層、火山噴火、飛行機の墜落、テロへの対策について、規制基準適合性審査での進展状況はどうなっていますか。
- 再処理機構
経産
資源エネ庁
- II.5 関西電力と九州電力が、まだ計画が示されていない第二再処理工場の計画を持ち出して、電力の利用者に費用負担を求めるとしていますが、このようなお金を集めて、再処理工場等の費用を国民負担にする制度の根拠を、明示すべきでないですか。
- 日本原燃
再処理機構
規制庁
- II.6 日本原燃・増田社長によると、処理工場の運転に際して、全体像を見渡せる職員が少ないのでフランスの再処理工場の経験者や東海再処理工場のOBを招聘するということですが、日本の技術で開発した高レベル放射性廃棄物の製造は東海再処理工場でも難航しており、六ヶ所再処理工場で安全に運転できる保証にはならないのではないですか。このような小手先の対策で安全性が確保できると考えているのですか。
- II.7 再処理工場での重大事故と蒸発・乾固の事故対策として、250ミリシーベルトを超えない範囲で被ばくすることを取り決めていますが、社員と下請けの作業員にもすでに周知しているのですか。
- II.8 (1) 使用済燃料が各原発サイト内で置き場がなくなるの見込んで、各原発サイトで乾式貯蔵が計画されていますが、60年の貯蔵期間が過ぎたら再処理されることになるのでしょうか。(2) 貯蔵期間満了後に再処理する場合、六ヶ所再処理工場の稼働期間は40年とされており、第二再処理工場の建設計画も現時点で白紙となっています。貯蔵期間終了後に再処理が実施可能かはどのように保証するのですか。(3) このように見通しが非常に不透明な中でいずれは六ヶ所村に搬出すると約束されていることについて貴職はどう考えていますか。
- 日本原燃
- II.9 六ヶ所再処理工場からはクリプトンとトリチウムが全量放出される計画になっていますが、六ヶ所再処理工場稼働後の六ヶ所村産の農水産物の売り上げへの影響はどの程度だと想定されていますか。
- II.10 (1) 現在六ヶ所村では新たな原子力防災計画を作成中と報道されていますが、その必要性はどこから出たもので、いつまでに作成する予定ですか。(2) 再処理工場の原子力防災範囲が半径5kmとされていますが、オフサイトセンターは半径3km圏内であり、不足な場合は8kmほど離れた青森原子力センターで対策を講ずるとされています。結局は半径5km内で収束しない場合を想定しているのであり、半径5kmを超えての安全対策を貴職から求めるべきではないですか。
- 日本原燃
再処理機構
- II.11 日本原燃・増田社長は原子力規制委員会との面談の際に「地元トラブル事例集を配布する」としていますが、その地域の範囲はどこまで含まれるのですか。またトラブルの内容について県民への説明会を開くのですか。
- 規制庁
- II.12 原子力規制委員会の職員のうち、六ヶ所原子力規制事務所には何人いますか。また日本原燃(株)の各工場に常駐している職人は何人いますか。その人数で、日常的に発生しているトラブルを把握できているのですか。
- II.13 原子力規制委員会の職員で原子力事業者もしくは原子力産業界出身者は何人いますか。そのうち、再処理工場の審査にあっている者は何人ですか。
- 経産
資源エネ庁
- II.14 3・11の福島原発事故後から8年を経て、今でも帰還困難な大熊町に、住民の帰還をさせるという、非人道的な措置を強制しようとしています。そこまでして原子力発電所を維持する狙いはどこにあるのですか。